

解体一括見積サービス WEB サイトを活用した  
空家の解体促進に向けた実証実験

【実施要領】

## 1. 背景・目的

川崎市では、空家が増加傾向にある中で、これらの空家の解体を促進する仕組み等を検討しています。

その一環として、空家の解体に関する市民への有用な情報提供及び施策検討のための情報収集を目的として、空家の解体一括見積サービス Web サイトを運営している民間事業者と連携し、本格実施を見据えた実証実験を行うものです。

## 2. 実証実験の概要

### (1) 川崎市の対応

- 川崎市及び川崎市住宅供給公社のホームページに、各民間事業者が運営する解体一括見積サービス Web サイトのリンクを貼ります。
- 川崎市及び川崎市住宅供給公社において、各民間事業者の作成したサービス概要のフライヤー等を窓口に配架し、周知します。

### (2) 民間事業者側の対応

- 川崎市及び川崎市住宅供給公社ホームページ経由での「サイト閲覧数」、「匿名での解体費用シミュレーション活用数」、「見積件数」、「成約件数」、「解体に至った理由」、「空家所在区域（町丁目まで）」、「延床面積」、「建物築年数」、「依頼主年齢層」、「依頼主居住地」、「解体費用」を、毎月末締めとして翌月 10 日迄の間に、報告いただきます。（任意様式）
- その他空家の解体促進に係る提案をいただきます。（任意様式）
- 年に 1 回程度、実証実験実施状況を踏まえたヒアリングに対応いただきます。

## 3. 実証実験期間

最長 2 年間（協議のうえ決定します。）

## 4. 応募資格

実証実験の実施希望者は、本実施要領に定める実験の趣旨及び内容等を十分に理解し、かつ、提案事業を自ら実施する意思と能力を有する法人格を持つ民間事業者（NPO 法人その他の団体を含む）又はそのグループとします。なお、業種、業態は問いません。

また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとします。

なお、応募以降、審査終了までに次の項目に該当した場合は、その時点で応募資格を失うものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例第 7 条に該当する者
- ④ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している者

- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者

## 5. 解体一括見積サービス Web サイトの要件

川崎市の Web ページからリンクを貼れる Web サイトは、以下の要件を満たすこととします。

- ① 空家所在区域情報を除いた、空家所有者氏名、電話番号及びメールアドレスなどの個人情報が入力されていても、Web サイトでの簡易的な解体費用シミュレーションができること。
- ② 見積依頼者に対する無料相談等のサポート体制が整っていること。
- ③ 解体工事契約者と解体事業者間でトラブルがあった際の無料サポートがあること。
- ④ 解体工事契約者に対し、解体工事完了の保証及び支払い済みの着金保証制度があること。
- ⑤ 登録している解体事業者が、第三者賠償責任保険制度を用意していること。
- ⑥ 解体工事契約者の、仲介手数料等の費用負担がないこと。
- ⑦ 解体工事契約者及び解体事業者に対しアンケートをとっていること。
- ⑧ 解体事業者の登録事業者数が1都3県（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）で150社以上であること。

## 6. 募集期間

令和4年11月21日（月）午前8時30分から令和4年12月28日（水）午後5時15分まで随時受付します。

## 7. 質問の受付

本実証実験に対する質問を、令和4年12月21日（水）午後5時15分まで受け付けます。回答は、原則として川崎市ホームページに公表いたします。なお、質問者からの申し出により、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると本市が認めた場合に限り、非公表とします。

- ① 申込書類 第1号様式「質問書」又は任意の様式
- ② 提出方法 メールの題名を「空家解体促進実証実験質問書」とし、以下のメールアドレス宛てに送付してください。
- ③ 提出先 川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 宛て  
メールアドレス：[50zyusei@city.kawasaki.jp](mailto:50zyusei@city.kawasaki.jp)
- ④ その他 質問内容及び回答について、順次、川崎市ホームページに公表します。

## 8. 実証実験参加申込書の提出

実証実験参加希望者（以下「参加申込者」という。）は、第2号様式「実証実験参加申込書」、第3号様式「実証実験参加希望者の概要」、第4号様式「見積件数及び解体成約件数一覧」及び第5号様式「誓約書」を作成し、次の提出先にメールにて提出してください。（※紙での提出は不可）

- ① 提出書類
  - ・第2号様式「実証実験参加申込書」
  - ・第3号様式「実証実験参加希望者の概要」
  - ・第4号様式「見積件数及び解体成約件数一覧」
  - ・第5号様式「誓約書」
- ② 提出期限 「6. 募集期間」のとおり
- ③ 提出先 川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 宛て  
メールアドレス：[50zyusei@city.kawasaki.jp](mailto:50zyusei@city.kawasaki.jp)

## 9. 事前協議

- 提出された申込書について、市が内容を確認するため、参加申込者にヒアリングを実施します。
- 申込内容を確認後、市は、参加申込者と実証実験の実施に必要な条件や実施期間等を調整するため、事前協議を行います。

## 10. 協定の締結

事前協議及び申込書類を基に、市が審査のうえ実証実験参加者として決定した者（以下「実験参加者」という。）については、令和5年2月末を目途に、実証実験実施に係る連携協定を市と締結します。

### 11. 実証実験の実施

- 実験参加者については、その団体名、実施内容等を公表します。
- 実証実験の実施にあたっては、「2. 実証実験の概要」に基づき実証実験を実施します。

### 12. 実証実験の中止

- 以下の項目に該当する場合は、協議のうえ、原則として実証実験を中止します。
  - ① 事前協議内容に反するなど、実証実験の目的から逸脱した場合
  - ② 申込書に虚偽の記載があったことが判明した場合
  - ③ 「4. 応募資格」「5. 解体一括見積サービス Web サイトの要件」を満たしていないことが判明した場合
  - ④ 実証実験中の実績が第4号様式の実績を著しく下回った場合
  - ⑤ その他、本実証実験の趣旨に照らして、市が相応しくないと判断した場合

### 13. 実証実験結果報告と検証

#### (1) 実証実験結果報告書の提出

実証実験期間終了の2ヶ月前を目途に、実証実験結果報告書（任意様式）を提出してください。報告書には、毎月の「サイト閲覧数」、「匿名での解体費用シミュレーション活用数」、「見積件数」、「成約件数」を、表及びグラフにとりまとめ、「解体に至った理由」、「空家所在区域」、「延床面積」、「建物築年数」、「依頼主年齢層」、「依頼主居住地域」、「解体費用」を、表などにとりまとめるとともに、解体工事契約者及び解体事業者への、アンケート

ト結果をとりまとめ、分析を行い効果検証結果を記載してください。

#### (2) ヒアリング調査

実証実験結果報告書の内容を基に、市は実験参加者に対し、必要に応じてヒアリングを行います。ヒアリングの日時、場所については、実証実験結果報告書の提出後に調整します。

#### (3) 市による効果検証

実証実験結果報告書と、ヒアリング調査結果を基に、市は効果検証を行います。

#### (4) 実施結果の公表について

実証実験の結果について、実験参加者と協議の上、内容の一部を公表します。なお、「川崎市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があった場合は、実験参加者に事前に連絡の上、条例に定める範囲において、公開する場合があります

### 1 4. 留意事項

- 申込及び実証実験に係る一切の費用は、実験参加者の負担とします。
- 実証実験の過程で生じた知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し、又は登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報を含む。著作権については、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）及び報告書に含まれる知的財産権は、市と事業者双方の共有のものとします。
- 実験参加者は、実証実験で得られた知的財産権について、特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願をする場合、市と協議し、同意を得ることとします。なお、出願等に係る費用は実験参加者の負担とします。
- 実証実験の実施における責任及びリスクについて、実験参加者が責任を持って遂行し、実証実験に伴い発生するリスクについても、原則として実験参加者が負うものとします。

### 1 5. 実証実験後の予定

本実証実験後、市が、実証実験結果報告書及びヒアリング結果による実証実験の効果検証を行います。その結果、Web サイトの有用性が確認でき、かつ、実験参加者が本取組みの継続を望む場合、本格実施に向けた具体的な調整を行い、協議が整えば本格実施に移行します。

### 1 6. 応募に関する問い合わせ先

応募する際には、次の担当部署に事前相談をお願いします。

担当部署：川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 小島、西山

電話番号：044-200-2253

メールアドレス：[50zyusei@city.kawasaki.jp](mailto:50zyusei@city.kawasaki.jp)

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（平日のみ。土曜日、日曜日及び祝日は受付不可）